

監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

平成25年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
総務課 人事課	(1) 支出に関する事務 ア 嘱託職員の報酬や臨時的任用職員の賃金の支出で, 執務要領等で定める期日に支給することとされているが, 遅れているものがあつた。	嘱託職員の報酬や臨時的任用職員の賃金の支出事務に当たっては, 執務要領等で定める期日に遅滞することのないよう, 適正な支出事務の執行について課内で周知徹底した。	平成25年 5月25日 (嘱託職員報酬) 平成25年 8月10日 (臨時職員賃金)

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

税務部

平成25年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
市民税課	(1) 収入に関する事務 ア 特定非営利活動法人に係る法人市民税均等割の減免申請について、法人市民税事務取扱要領で特定非営利活動法人の設立の認証を受けたことを確認できる書類（写）を減免申請書に添付することを求めているが、既に提出されている当該法人の登記事項証明書を確認して添付を求めているものがあつたことから、添付書類の必要性を含め実態と要領との整合性を図るよう検討されたい。	特定非営利活動法人の設立の認証を受けた事実を当該法人の登記事項証明書で確認できる場合は、減免申請時に確認書類を添付しなくてもよいように法人市民税減免事務取扱要領を改正した。	平成26年 6月19日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

平成25年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
こども育成課	(1) 支出に関する事務 ア 保育体制充実費補助金の補助対象経費の算定に当たり、提出を求めている就業規則等の資料の提出がなく、補助対象保育士であることの確認ができないにもかかわらず、補助対象経費とし、交付決定していたものがあった。	必要な資料の提出を受け、補助対象保育士であることを確認した。 今後、慎重に補助対象経費を算定するなど、確認を徹底することとした。	平成25年 10月25日
	イ 旭川市私立幼稚園健康診断検査器具購入補助金の額の確定において、補助対象とならない振込手数料を補助対象経費としていた。なお、結果として交付額に影響はなかった。	改めて、振込手数料を除いた金額を補助対象経費として事務処理を行った。 今後、慎重に補助対象経費を算定するなど、確認を徹底することとした。	平成25年 11月19日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成25年度（No.2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
経済総務課	<p>(1) 支出に関する事務</p> <p>ア 中小企業振興資金の融資に係る信用保証料補助金の交付は、交付申請書のほか、融資実行月の翌月に各金融機関から送られてくる貸付名簿を照合し審査するため、双方が揃った月の属する年度を補助金の交付年度としているが、平成24年度予算で支出すべきものを平成25年度予算で支出しているものがあった。</p>	<p>今後同様の事例が起こらないよう信用保証料補助金交付事務マニュアルを整備し、補助金交付年度について留意することを徹底した。</p>	平成26年 4月1日
観光課	<p>イ タイ青少年交流事業に対し負担金、補助金を交付しているが、対象経費が区分されていないため、各交付要綱において負担すべき経費と補助すべき経費を明確にすることを含め、交付の在り方について総合的に検討されたい。</p>	<p>タイ青少年交流事業については平成25年度で終了したところであるが、今後当該事業のような「いきいきふるさと推進事業助成金」の交付を受け実施する事業については、他部局での実施状況を確認した結果、負担金に統一して交付を行うこととした。</p>	平成26年 4月1日

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

農政部

平成25年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
農林整備課	(1) 支出に関する事務 ア 地力増強基盤整備事業助成金において、助成対象経費の算定に必要な見積書が添付されていないにもかかわらず、交付決定しているものがあった。	見積書の提出を受け、助成対象経費を改めて確認した。今後は、実施要綱に基づき、厳正な審査の上、交付決定を行うものとし、申請者に対して要綱の説明及び指導を行った。	平成25年 10月23日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

平成25年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善, 検討等の年月日
学務課	(1) 支出に関する事務 ア 大会運営費補助金の交付決定において、補助対象とならない別団体が運営する大会に係る分担金等を補助対象経費としていた。 なお、結果として交付決定額に影響はなかった。	決算時には別団体が運営する大会に係る分担金等を控除し、補助金の確定額を算定し、交付決定額と精算額に差異がないことを確認した。 平成26年度と同補助金の交付にあたっては、慎重に補助対象経費を算定するなど、適正な事務処理に努めた。	平成26年 5月1日
教育政策課 学校保健課	イ 臨時的任用職員の賃金の支給において、通勤方法の種別を誤ったことにより1件3,511円が過払いのもの、また、通勤日数の集計を誤ったことにより2件6,770円が過払いのもの、1件309円が未払いとなっているものがあった。	判明後、過払い分10,281円については戻入手続を、未払い分309円については追給手続を行った。 市教委事務局と各学校の事務マニュアルである「学校事務の手引」を平成26年4月に改訂し、学校配置の臨時職員関係事務を整理し、関係様式を見直すことで、適正な事務処理が行われるよう改善を図った。	平成26年 1月14日 戻入 平成25年 12月27日 戻入 平成25年 12月11日 戻入 平成25年 11月28日 追給
東陽中学校 神居東中学校	(2) 学校に係る事務 ア 学校敷地内に設置されている電柱等の使用者に対する行政財産の目的外使用許可の手続がなされていないものがあった。	学校敷地内に設置されている電柱等の使用者に対する以下の行政財産の目的外使用許可を行った。 東陽中 ・街路灯 (土木管理課)	平成25年 12月13日

		<ul style="list-style-type: none"> ・電柱（北電） ・街路灯（町内会） <p>なお,以下の行政財産は不要なため撤去した。</p> <p>神居東中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路灯（土木管理課） 	<p>平成25年 12月1日</p> <p>平成26年 6月1日</p> <p>平成25年 11月7日</p>
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

平成25年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
神居東中学校	(2) 学校に係る事務 イ 学校敷地内に隣接者の柵等が設置されていた。	隣接者了解のもと，撤去した。 今後は，適正な維持管理のため，学校敷地内の設置物（建物・工作物等）について，一覧表による管理及び定期的に確認点検を行うことにより，改善に努めていく。	令和元年 11月13日